福島復興再生特別措置法第五十八条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令の一部を改正する命令

福島復興再生特別措置法第五十八条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令（平成二十四年復興庁農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五十八条第二項」を「第六十八条第二項」に改める。

第一項中「第五十八条第二項の」を「第六十八条第二項の」に、「第五十七条第一項」を「第六十七条第一項」に、「第五十八条第二項各号」を「第六十八条第二項各号」に改め、第二項中「第五十八条第二項第一号」を「第六十八条第二項第一号」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○復興庁、経済産業省、農林水産省、環境省令第一号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第五十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

福島復興再生特別措置法第五十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の一部を改正する命令

福島復興再生特別措置法第五十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（平成二十四年復興庁、経済産業省、農林水産省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五十九条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

本則中「第五十九条第二項の」を「第六十九条第二項の」に、「第五十七条第一項」を「第六十七条第一項」に、「第五十九条第二項各号」を「第六十九条第二項各号」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○復興庁、国土交通省令第一号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、国土交通省関係福島復興再生特別措置法第五十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第五十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第五十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五十一条第三項」を「第六十一条第三項」に改める。

本則中「第五十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に、「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第五十二号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、並びに東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十三条並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十六条及び第三十八条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び福島復興再生特別措置法第二十五条及び第二十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

総務大臣　山本　早苗

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び福島復興再生特別措置法第二十五条及び第二十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令

（東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める。

（福島復興再生特別措置法第二十五条及び第二十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条　福島復興再生特別措置法第二十五条及び第二十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十五年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「第二十五条及び第二十八条」を「第二十六条及び第三十八条」に改める。

第一条（見出しを含む。）中「第二十五条に」を「第二十六条に」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二十八条」を「第三十八条」に改める。

附　則

この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行の日から施行する。

○財務省令第五十一号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十四中「別表十二㈥、別表十二㈦、別表十二㈨、別表十二㈩」を「別表十二㈥から別表十二㈩まで」に改める。

別表十二(十九)を別表十二(二十)とし、別表十二(十六)から別表十二(十八)までを一表ずつ繰り下げ、別表十二(十五)の次に次の一表を加える。